

令和4年8月2日

教職員各位

東邦大学医療センター大橋病院
病院長 岩淵 聡
個人情報管理委員会
委員長 五味 達哉
医療安全管理室
室長 齊田 芳久

【注意喚起】 個人情報の適正な取り扱いについて

この度、当院医師が患者情報の入った USB を持ち出し、一時所在が不明となる事案が発生いたしました。

その後、無事に USB は学内で発見され外部への情報漏洩等は確認されておりませんが、当院ならびに本学の信用を損ねる大事に至りかねない重大な事案です。

個人情報の取り扱いについて、以下に医療安全ポケットマニュアル P1～3 に記載の「個人情報保護にあたっての職員の責務」を以下に再掲致しますので確認の上、各人が順守するようお願い致します。

「個人情報保護にあたっての職員の責務」

1. 個人を同定できる情報とは、患者番号 (ID 番号)、氏名、住所、電話番号などである。
2. 職員は次のことを守らなければならない。
 - ・患者番号 (ID 番号)、氏名、生年月日、住所、電話番号のうちひとつ以上が記載または印刷された書類やファイル等は、個人情報データとして認識する。
 - ・医療人として患者のプライバシーに十分配慮して、情報の閲覧や職務を遂行する。
 - ・職務上知り得た情報を漏洩してはならない。また、不正・不当な目的に利用してはならない。
 - ・個人情報データは、原則として指定場所以外には持ち出さない。
 - ・持ち出す必要のある場合には、データの管理には厳重に注意を払い、盗難や紛失しても絶対に個人の情報が流出しないようにする。個人情報データを格納したパソコンも同様の取り扱いとし、第三者が起動してもアクセスできないようログインアカウントやパスワードを必ず設定する。
 - ・個人情報データを USB メモリや CD などに保管しない。
 - ・電子カルテ使用時には、自己の利用者 ID、パスワードを使用するものとし、絶対に他人の ID、パスワードを使用しない。また、他人に自己の ID、パスワードを教えない。
 - ・必要なカルテ以外を勝手に閲覧しない (不正アクセスを行わない)。
 - ・職員のカルテを本人の承諾なしに閲覧しない。
 - ・電子カルテ使用中で離籍する時は、必ずログオフする。

※上記をはじめとする個人情報の保護に違反した場合は、**「学校法人東邦大学個人情報保護に関する規程」に基づき懲戒処分**となることがありますので十分ご注意ください。

3. 個人情報が漏洩したら、もしくは漏洩の恐れがある場合は直ちに個人情報管理委員会
(総務課 内線 3642)に報告する。また、個人情報の含まれた落とし物などが見つけたら、直ちに医療安全管理室(内線 3590)に報告する。

【典型的な漏洩事故具体例】

- ・パソコンの盗難により個人情報が公表された。
- ・個人情報が入ったUSBを紛失し、内容を公表された。
- ・パソコンがウイルスに感染し、患者情報が流出した。
- ・退職予定者により患者データが持ち出され、開業の挨拶状送付に使われた。

以 上

本件問い合わせ先:個人情報管理委員会事務局 成田 (内線 3642)